

別表 6

認証の申請に係る関係書類（電磁的記録を含む。）

1. 食肉処理施設（移動式解体処理車を含む）

- （1）施設の図面
- （2）作業動線図
- （3）作業工程図（フロー図）
- （4）食肉処理業の営業許可証（写し）

2. 作業記録

- （1）捕獲時・運搬時の確認記録
- （2）食肉処理作業の点検記録
- （3）個体の状態確認記録
- （4）施設・設備等の点検記録
- （5）使用水・洗浄消毒設備などの点検記録
- （6）作業者の点検記録

3. 衛生管理に関する記録

- （1）製品のトレーサビリティに関する記録（原料～製造～保管～出荷に至る一連の記録）
- （2）枝肉、ブロック肉等の自主検査記録（写し）
- （3）ナイフ、使用器具、施設設備等の洗浄消毒方法を定めた書類
- （4）衛生管理計画及びその記録表

ただし、以下の場合にあっては、その提出を省略することができる。

- ① 1.（1）～（4）及び3.（3）にあっては、既に認証機関に提出されている当該書類の内容に変更がないとき。
- ② 2.（1）～（6）にあっては、認証の初回更新済み施設について、認証機関がその業務規程に基づき、提出を省略できると認めたとき。